

中	北	計
福島市立信陵中学校 福島市立北信中学校 川俣町立川俣中学校 国見町立東北中学校 二本松市立一本松第一中学校 岩代町立小浜中学校 福島市立西信中学校 福島市立岳陽中学校 桑折町立釀芳中学校 安達町立安達中学校	郡山市立郡山第一中学校 郡山市立大槻中学校 鏡石町立鏡石中学校 石川町立石川中学校 船引町立船引中学校 郡山市立小原田中学校 郡山市立西袋中学校 平田町立小平中学校 常葉町立常葉中学校	9校 (14人)
福島市立信陵中学校 福島市立北信中学校 川俣町立川俣中学校 国見町立東北中学校 二本松市立一本松第一中学校 岩代町立小浜中学校 福島市立西信中学校 福島市立岳陽中学校 桑折町立釀芳中学校 安達町立安達中学校	郡山市立郡山第一中学校 郡山市立大槻中学校 鏡石町立鏡石中学校 石川町立石川中学校 船引町立船引中学校 郡山市立小原田中学校 郡山市立西袋中学校 平田町立小平中学校 常葉町立常葉中学校	10校 (16人)
		計

表2. 県立学校

中	津	南	北
須賀川養護学校 石川養護学校	若松商業高等学校 若松女子高等学校 会津工業高等学校	須賀川女子高等学校 白河女子高等学校	二本松工業高等学校
2校 (3人)	3校 (7人)	2校 (6人)	1校 (2人)

① (2) 主な研修内容
指導教員等による指導

指導教員によるマンツーマン指導を主とする校内での研修(年間)

(表3) 指導の形態

指導形態	指導内容
① 授業参観指導(教材研究、学習指導案の作成や、日常の授業及び示範授業を参観させて指導するもの)	教科、道徳、特別活動
② 研究授業指導(対象教員による研究授業や日常の授業を参観し、授業の事前・事後において、授業全般にわたって指導するもの)	教科、道徳、特別活動
③ 生徒指導に関する指導(生徒指導の基本的な方法、技術等について随時指導するもの)	児童・生徒理解、学校経営、教育相談、健康・安全指導、給食指導、清掃指導、等
④ 教材・教具等の活用指導(教育機器、事務機器等を必要な時期に指導し、教材教具の活用や開発について指導するもの)	教材教具、教育機器、事務機器、図書館利用、施設設備、等
⑤ 校務処理の指導(諸表簿等の整理、処理、管理等の基本的な事項について指導し対象教員が処理した表簿を点検し指導するもの)	週指導計画案、出席簿、学級経営誌、指導要録、会計簿、通知票、観察記録簿、等
⑥ 学校教育全般の指導(学校教育全般にわたり、日常の教育活動について随時指導するもの)	教育目標、経営方針、努力事項、職務、勤務、教育課程、現職教育、研修、健康・安全、地域・家庭との連携

七十日程度)。試行対象教員は、他校の新任教員と同様にクラス担任、学習指導、生徒指導等を行いながら、校内における職務を通して、指導教員等の指導を受けるものである。

なお、指導教員等による指導の形態は表3のとおりである。

② 教育センター等研修(三十五日程度)
ア 宿泊研修

試行対象教員に各種の教育的経験をさせるとともに、教員の相互交流を深めさせるため四泊五日程度の宿泊研修をうけるもの。

イ 教育センター等における研修
各地区でのグループ研修、

③ 洋上研修

文部省の実施する洋上研修に試行対象教員の一部を参加させる。

3、期間、昭和六十三年度の一年間
4、実施体制

試行は、洋上研修を除き、県教育委員会が実施する。ただし、小・中学校における試行は、関係市町村教育委員会の協力を得て実施する。

県教育委員会は、試行を円滑に行うため、県教育委員会に学識経験者

や校長会代表等で構成する「福島県初任者研修試行実施協議会」を置く。

5、初任者研修の試行にともなう教員の措置について

本年度の試行においては、初任者研修試行の指定校に対して文部省の教員の加配措置に基づいて、次のように配置した。

類型1・初任者一人配置校に非常勤講師一人を配置。

類型2・初任者二人配置校に教員一人を配置。

類型3・初任者三人配置校に教員一人を配置。

類型2・3における教員の定数加配については、補充教員として措置した。

おわりに

初任者研修の試行実施校においては校長のリーダーシップのもとに、指導教員を含め、学校全体として協同的な指導体制を確立し、研修の内容、方法等の効果的な在り方を究明することが重要である。この試行での実践的研究が初任者研修制度の円滑な実施に資するものとなることを期待されている。

また、本試行を通して初任者研修の指定校に限らず新任教員の配置校における新採用教員研修の充実や全教職員の初任者研修試行への理解、協力を得ることが昭和六十四年度からの本格実施を円滑に推進することにつながるものである。